

○時事通信 **パイロットも二審敗訴＝日航整理解雇訴訟－東京高裁**

日本航空の経営再建中に整理解雇されたパイロット70人が、社員の地位確認などを求めた訴訟の控訴審判決が5日、東京高裁であった。三輪和雄裁判長は解雇を適法とした一審東京地裁判決を支持し、原告側控訴を棄却した。原告側は上告する方針。

原告側は、更生計画を上回る利益が出ており、解雇は必要なかったと主張したが、三輪裁判長は計画の変更には関係者の同意が必要だとして、「人員削減をやめることはできなかった」と述べた。会社は解雇回避のため一定の努力をしたとも認めた。

判決によると、経営破綻した日航は2010年1月に会社更生法適用を申請。希望退職者を募ったが目標に達しなかったため、同年12月にパイロット81人、客室乗務員84人を整理解雇した。

日航は更生手続き終結後の12年9月、東証1部に再上場した。

客室乗務員が起こした訴訟でも、東京高裁の別の裁判部が3日、一審に続き解雇は有効とする判決を言い渡していた。(2014/06/05-15:51)

○読売新聞 **必要な解雇だった…日航解雇無効訴訟で東京高裁** 2014年06月05日 18時47分

破綻して会社更生手続き中だった日本航空から解雇された操縦士70人が解雇無効などを求めた訴訟の控訴審で、東京高裁は5日、請求をほぼ退けた1審・東京地裁判決を支持し、原告側の控訴を棄却する判決を言い渡した。

三輪和雄裁判長は「更生計画に必要な解雇だった」と判断した。

日航が2010年、裁判所に認可された更生計画に基づき、原告を含む操縦士81人を解雇したことが妥当だったかが争われた。日航は後に業績回復を果たしており、原告側は「人員削減の必要性はなかった」としたが、高裁判決は「解雇の時点では削減の必要性があった」と指摘。原告側は「特定の操縦士を狙い撃ちした」とも主張したが、判決は「複数の基準で解雇の人選をしており、狙い撃ちではない」と退けた。